

東日本大震災復興基本法第3条に基づき、国による復興のための取組みの基本方針を定めるもの。

本年7月29日、東日本大震災復興対策本部決定。

1 概要

(1) 基本的考え方

被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、国の総力を挙げて、復旧、将来を見据えた復興へと取組みを進める。

(2) 復興期間

10年間（当初5年間を「集中復興期間」とする。）

(3) 実施する施策

- ① 被災地域の復旧・復興、被災者の暮らしの再生のための施策
- ② 被災地域と密接に関連する地域で、復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき施策
- ③ 東日本大震災を教訓に全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策

(4) あらゆる力を合わせた復興支援

- 復興特区制度や、自由度の高い交付金の創設等
- 集中復興期間の事業規模は約19兆円（復興期間全体で約23兆円）
- 財源は、歳出削減、国有財産売却のほか、時限的な税制措置（基幹税等を多角的に検討）により13兆円を確保（一次的なつなぎとして復興債を発行）

(5) 復興施策

①災害に強い地域づくり、②地域における暮らしの再生、③地域経済活動の再生、④大震災の教訓を踏まえた国づくりのための施策を総合的・計画的に実施。各府省は、所管する復興施策について事業計画、工程表を策定、公表

(6) 原子力災害からの復興

迅速な対応を図るべき応急、復旧、復興対策を列挙

(7) 復興支援の体制等

復興庁の検討等

2 警察関係の主な具体的施策

- 防犯、安全・安心に配慮したまちづくりの支援
- 被災者の治安に対する不安の解消や犯罪抑止・検挙に向けた取組の推進
- 信号機の滅灯防止など災害に備えた交通安全施設等の整備
- 警察等による長期間、広範囲かつ大規模な避難、救援や救出救助活動が迅速に行われることを確保
- 地震・津波、原子力災害に対する警察等の災害対処能力の向上
- 警察、消防、自衛隊等の情報共有等一層の連携強化
- 治安関係機関の対処能力を強化するとともに、防犯設備の計画的配置、防犯ボランティアの支援等による犯罪の起きにくい地域づくりの推進
- 被災地の行政担当者や地域住民等からの聴き取り等により、発災時の具体的状況や避難行動、その後の行政対応等について把握
- 福島原子力発電所周辺の行方不明者の捜索や警戒警備を継続的に推進できる体制の確保

1 経緯等

- 平成13年6月に発足
- 「総合評価書 警察改革の推進」(平成22年9月)において、「警察署長と住民との双方向の意見交換が十分に実施されるよう…幅広い分野・年齢層から委員が委嘱されるよう留意し、十分な議論の時間を確保するとともに…協議会における要望・提案を積極的に警察署運営に取り入れること」とされている。

2 活動状況

- 警察署協議会数 1,178協議会(全国1,181警察署中)
- 総委員数 10,365人 (※震災の影響により活動休止中の28署を除く)
 - ・ 主な分野別の割合は、管内事業者等29.6%、自治会等10.2%、教育関係9.6%
 - ・ 警察関係団体(地域防犯活動団体及び交通安全活動団体)関係者の合計は、12.1%(前年比5.7ポイント減)
 - ・ 平均年齢は58.1歳(最高齢86歳、最年少18歳)
- 平均年間開催回数 3.7回
- 1回当たりの平均開催時間 107.0分 等

3 警察署協議会の提言が警察署の活動に反映された事例

○ 高齢者の振り込め詐欺被害防止対策(埼玉県上尾警察署)

「高齢者への振り込め詐欺対策には、行政機関や地元住民との更なる連携が必要である」との提言(平成22年8月)を受け、署員、上尾市職員、上尾市民を隊員とする「上尾地区高齢者を助け隊」を発足させ、振り込め詐欺対策を重点に隊員による高齢者宅の訪問活動を実施した。その後、同署管内の桶川市と伊奈町においても同様の活動を実施し、これまでに約9,900件を訪問している。

○ 高齢者の被害・事故の未然防止対策(京都府東山警察署)

「老人会等に参加できず、安全情報等を得ることが難しい状況にある高齢者に対しての事故・被害防止対策が必要である」との提言(平成22年8月)を受け、民生委員の協力を得て区内の高齢者を確実に把握した上で、制服警察官が定期的に個別訪問したり、高齢者への買い物支援活動を実施していたボランティア団体に防犯チラシ配布や防犯に関する助言を依頼するなどした。現在は、ボランティア団体主導の活動に発展している。

○ JR坂出駅駐輪場の自転車盗難対策(香川県坂出警察署)

「JR坂出駅駐輪場での自転車盗の発生が多いため、対策が必要である」との提言(平成22年9月)を受け、署員による特別警戒を強化したほか、一台の自転車に二つの鍵をかけることを呼び掛ける「ツーロックキャンペーン」を地域住民等の参加も得る形で積極的に展開した。さらに、署から坂出市に防犯カメラ設置を要望した結果、4台のカメラが設置された(同年11月)。

公安委員会 説明資料No. 3	女性警察官の採用・登用の拡大 に向けた計画の策定状況について	平成23年8月4日 人事課
---------------------------	-----------------------------------	------------------

1 計画策定の経緯

警察官の質の確保と男女共同参画社会の更なる実現に向け、本年2月、各都道府県警察に対し、女性警察官の採用・登用の拡大に向けた計画を策定するよう指示したところ。

7月までに東日本大震災における被災3県警察（岩手、宮城、福島）を除く、44都道府県警察で計画を策定。

2 各都道府県警察における採用目標等

(1) 計画期間（計画終期）

最短：平成30年4月1日 最長：平成35年4月1日

(2) 採用目標（計画期間終了後の定員に占める女性警察官の割合）

7%～10%

(3) 計画期間終了後における全国の女性警察官の割合（見込み）

平成35年4月1日 おおむね10%（平成23年4月1日現在では6.5%）

3 各都道府県警察における取組事項

(1) 採用の拡大

女性リクルーターの活用、採用ホームページへの女性警察官の積極的な掲載等

(2) 登用の拡大

交番への配置拡大、警察車両に男女ペアで乗車する勤務機会の拡大等

(3) 執行力の確保

柔道・剣道の有段者等体力を有する警察官の採用、受傷事故防止・執行力の強化に向けた術科教養の実施等

(4) 女性警察官が働きやすい職場環境づくり

警察署等における女性用休憩室等の施設整備、女性警察官にとって使いやすい装備資機材等の整備等

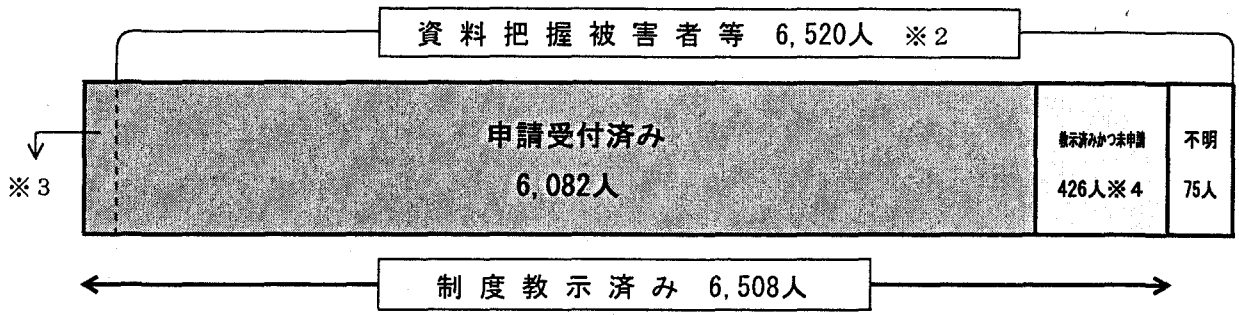
4 今後の取組

各都道府県警察では、本部長等を長とする推進体制の下、計画の進捗状況について検証を行うとともに、警察庁では、必要な支援を行うこととする。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年第80号）は、平成20年12月18日から施行されたところであるが、この度、各都道府県公安委員会における裁定がすべて終了した。その状況等は以下のとおりである。

1 概要

- 把握被害者等（※1）の約99%（6,508人）に対し、個別通知等により制度教示済み。制度未教示の所在不明被害者等については、75人であった。
- 把握被害者等の約92%（6,082人）から申請を受け付け、給付総額は約30億3,420万円。



※1 把握されている被害者等の総数（※2と※3を足したもの）。
 ※2 公務所等から提供を受けた記録に基づき作成した被害者に関する資料（以下「資料」という。）により把握されている被害者等。
 ※3 資料では把握されていない申請者63人。
 ※4 うち申請意思のないことが確認できた被害者396人。

2 被害類型別申請・裁定・支給状況

被害類型（給付額）		申請	裁定	支給	支給額（約）
死亡	（2,000万円）	25件	25件	25件	50,000万円
障害	要介護（3,000万円）	6件	6件	6件	18,000万円
	重度（2,000万円）	5件	1件	1件	2,000万円
	その他（500万円）	125件	132件（1）	131件	65,500万円
傷病	重傷病（100万円）	1,258件	1,211件	1,211件	120,900万円
	その他（10万円）	4,665件	4,709件（7）	4,702件	47,020万円
合計		6,084件	6,084件（8）	6,076件	303,420万円

※5 裁定欄の（ ）内は、当該被害類型で申請がなされたものの、不支給裁定となった件数を内数で示したものの。
 ※6 重傷病に係る申請、裁定、支給には、それぞれ同一被害者の遺族申請3件を含む。
 ※7 「支給・支給額」欄は、支給予定を含む。

3 審査請求

審査請求はこれまで8件（取り下げ4件、棄却2件、審査中2件）。

1 少年非行

(1) 刑法犯少年が9年連続で減少

- 刑法犯少年は3万6,601人(去年同期比-2,384人、-6.1%)と9年連続の減少。
被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)においても、18.4%減少。
- 刑法犯少年の人口比(同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員)は5.1で、低下しているものの、成人(1.1)の4.6倍と高水準で推移。
- 去年同期に比べ、凶悪犯及び知能犯が増加し、他の包括罪種は減少。
また、過去10年間の推移を見ると、知能犯及び風俗犯以外の包括罪種は減少傾向。
- 再犯者率が引き続き増加し、刑法犯少年の3分の1(33.4%)は再犯者。

1頁

2頁

3頁

21頁

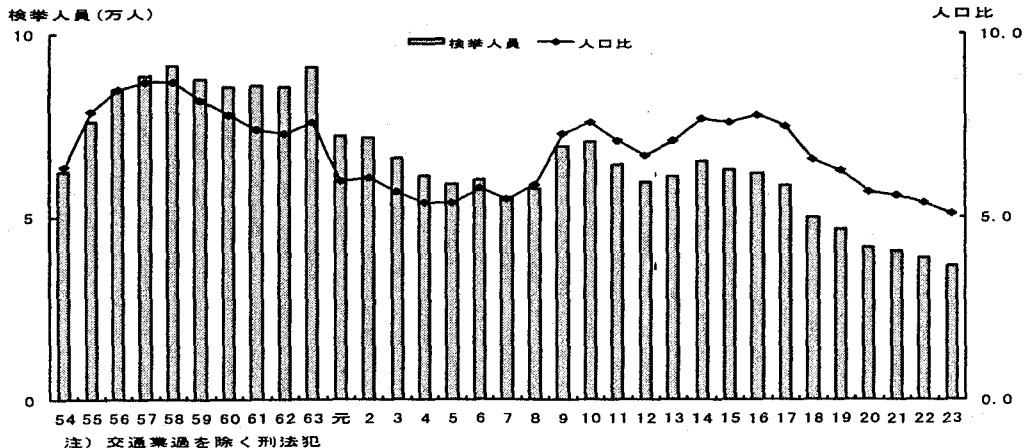
7頁

23頁

年次	H14.1~6	H19.1~6	H20.1~6	H21.1~6	H22.1~6	H23.1~6
検挙人員(人)	65,540	46,800	41,628	40,792	38,985	36,601
凶悪犯	1,004	525	422	484	355	376
殺人	34	27	26	24	25	26
強盗	819	390	309	363	257	265
粗暴犯	7,966	4,455	4,086	3,668	3,586	3,566
窃盗犯	39,304	27,299	24,723	25,174	24,736	23,345
知能犯	265	538	522	568	435	465
風俗犯	154	141	167	167	203	176
その他の刑法犯	16,847	13,842	11,708	10,731	9,670	8,673
少年の人口比	7.7	6.3	5.7	5.6	5.4	5.1
成人の人口比	0.9	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1
再犯者	17,984	14,673	13,462	12,983	12,580	12,209
再犯者率	27.4	31.4	32.3	31.8	32.3	33.4

刑法犯少年の検挙人員及び人口比の推移(上半期)

(昭和54年~平成23年)



(2) 触法少年（刑法）が減少

8 頁

- ・ 触法少年（刑法）は 7,862 人（昨年同期比-645 人、-7.6%）と 3 年振りに減少に転じた。

年 次	14年	19年	20年	21年	22年	23年
補導人員（人）	9,641	8,024	7,880	8,105	8,507	7,862
凶 悪 犯	70	80	51	74	46	50
粗 暴 犯	800	677	585	601	647	700
窃 盗 犯	6,749	4,927	5,034	5,431	5,847	5,428
知 能 犯	15	26	20	26	27	31
風 俗 犯	51	51	57	56	83	80
その他の刑法犯	1,956	2,263	2,133	1,917	1,857	1,573

2 少年の犯罪被害

(1) 児童虐待事件が高水準で推移

16 頁

- ・ 児童虐待事件の検挙件数・人員は 153 件・163 人、被害児童数は 162 人で、引き続き高水準で推移。
- ・ 態様別検挙件数は、身体的虐待が 111 件（昨年同期比-29 件）、性的虐待が 38 件（同+7 件）。

年 次	14年	19年	20年	21年	22年	23年
検 挙 件 数（件）	87	149	162	157	181	153
検 挙 人 員（人）	92	164	165	165	199	163
被 害 児 童 数（人）	90	157	166	164	187	162
死 亡 児 童 数	14	18	29	11	18	14

(2) 福祉犯事件が増加（児童ポルノ事件が過去最多）

38 頁

- ・ 福祉犯事件の送致件数は 3,836 件（昨年同期比+51 件、+1.3%）と増加。最も多いのは青少年保護育成条例違反 1,290 件、次いで児童買春・児童ポルノ禁止法違反 1,082 件。
- ・ 特に、児童ポルノ事件の送致件数は 649 件（同+9.1%）、被害児童数は 310 人（同+14.4%）と増加し、いずれも過去最多。
送致件数のうち、インターネット利用に係るものは 353 件で、過去最多。

18 頁

児童ポルノ事件の送致件数、送致人員、被害児童数の推移

年 次	19年	20年	21年	22年	23年
送 致 件 数（件）	262	300	367	595	649
うちインターネット利用に係るもの（%）	96 (36.6)	111 (37.0)	194 (52.9)	329 (55.3)	353 (54.4)
送 致 人 員（人）	159	188	284	416	455
被 害 児 童 数（人）	121	144	148	271	310

3 今後の対応

- ・ 非行を繰り返す少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動等、非行少年を生まない社会づくりの推進
 - ※ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進状況（6月末現在）
 - ・ 全国で5,469人を連絡対象少年として選定
 - ・ 連絡がついた4,930人のうち、1,694人（34.4%）について保護者が支援に同意し、支援活動を実施
- ・ 児童虐待事案の早期発見と児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底
- ・ 悪質な児童ポルノ事犯の取締りの徹底等、児童ポルノ対策の推進
 - ※ 取締り重点
 - ・ ブロッキングを回避するP2P（ファイル共有ソフト）利用事犯
 - ・ 低年齢児童を対象とした児童ポルノ愛好者グループ
 - ・ 営利目的の児童ポルノDVD・動画提供事犯

1 特殊詐欺(注)の状況

- オレオレ詐欺の増加
 - ・振り込め詐欺の認知件数は、前年同期に比べ約1割減少したが、オレオレ詐欺の認知件数は17%、被害額は47%増
 - ・東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知の1都4県での発生が約8割
 - ・被害者から現金やキャッシュカードを直接受け取る手口が約半数
- 振り込め詐欺以外の特殊詐欺の多発
 - ・認知件数は特殊詐欺全体の1割未満だが、被害額は約3割
 - ・金融商品等取引名下のものが認知件数で7割以上、被害額で約9割

(注)被害者と対面せず、架空・他人名義の預貯金口座や携帯電話等の犯行ツールを利用して行われる詐欺

	認知件数			被害額(億円)			検挙件数			検挙人員		
	去年同期比		比率(%)	去年同期比		比率(%)	去年同期比		比率(%)	去年同期比		比率(%)
	件数	件数		金額	金額		件数	件数		人員	人員	
特殊詐欺	3,146	-197	-5.9	78.2	+31.3	+66.8	1,186	—	—	401	—	—
振り込め	2,883	-352	-10.9	57.2	+13.8	+31.7	1,165	-1,260	-52.0	375	+49	+15.0
オレオレ	2,180	+315	+16.9	47.6	+15.2	+46.8	698	-72	-9.4	254	+109	+75.2
架空請求	377	-727	-65.9	5.7	-3.6	-39.0	442	-424	-49.0	103	-23	-18.3
融資保証金	233	+27	+13.1	3.2	+2.0	+169.2	23	-550	-96.0	14	-29	-67.4
還付金等	93	+33	+55.0	0.8	+0.3	+47.3	2	-214	-99.1	4	-8	-66.7
振り込め以外(※)	263	+155	+143.5	21.0	+17.5	+509.7	21	—	—	26	—	—

※)平成22年の数値は、同年2月からの集計値であり、検挙件数・人員については、区分して集計していないため、記載していない。

2 特殊詐欺を助長する犯罪の状況

	検挙件数			検挙人員		
	去年同期比		比率	去年同期比		比率
	件数	件数		人員	人員	
総数	1,600	-412	-20.5%	985	+24	+2.5%
□座詐欺等	937	-341	-26.7%	463	-55	-10.6%
犯罪収益移転防止法等	463	+78	+20.3%	376	+103	+37.7%
携帯電話端末詐欺	189	-133	-41.3%	134	-20	-13.0%
携帯電話不正利用防止法	11	-16	-59.3%	12	-4	-25.0%

3 東日本大震災に伴う詐欺の状況(7月末現在)

	認知件数	被害額(万円)	検挙件数	検挙人員
総数	65	3,375.5	33	31
○義援金、災害支援金等の募集名目による詐欺	19	8.0	13	10
○被災関係者を装ったオレオレ詐欺、寸借詐欺	17	591.6	7	5
○被災者等の窮状につけ込む詐欺	4	5.4	2	2
○その他大震災に伴う詐欺	25	2,770.5	11	14

4 今後の取組

- 犯行拠点の摘発に向けた合同・共同捜査の促進
- 高齢者等に対する注意喚起及び金融機関窓口における声掛けの強化等

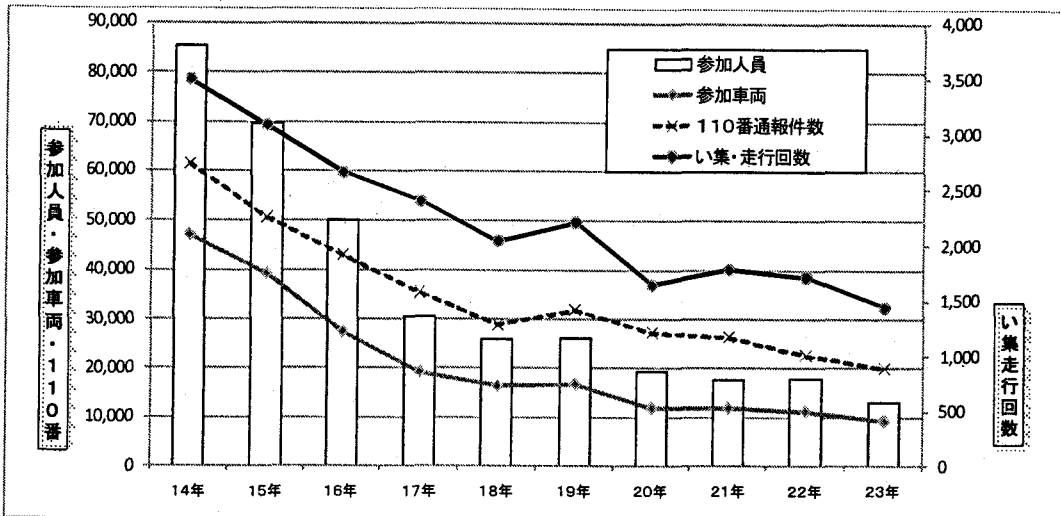
公安委員会 説明資料No. 7	平成23年上半期の交通死亡事故の特徴 及び道路交通法違反取締状況について	平成23年8月4日 交通企画課 交通指導課
<p>1 交通事故発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発生件数（概数）32万8,280件（前年比－1万8,842件、－5.4%） ○ 死者数 2,112人（同－59人、－2.7%） ○ 負傷者数（概数）40万3,143人（同－2万3,900人、－5.6%） <p>※ 高齢者、30代及び若者の死者数減少により、死者数は11年連続減少し、発生件数及び負傷者数は7年連続で減少している。</p>	1頁	
<p>2 交通事故死者、交通死亡事故の主な特徴</p> <p>(1) 死者全体の高齢者が占める割合は平成14年から9年振りに前年から減少している。10万人当たり死者数は高齢者が特に多く、全年齢の2.1倍。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者 1,028人（前年比－64人、－5.9% 構成率48.7%） 高齢者（10万人当たり） 3.54人（同－0.22人、－5.9%） 全年齢（同） 1.66人（同－0.05人、－2.7%） 	2頁 3頁	
<p>(2) 状態別死者数は2年連続で歩行中が最も多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行中 771人（前年比＋21人、＋2.8%） 自動車乗車中 680人（同－37人、－5.2%） 自転車乗用中 268人（同－36人、－11.8%） 	4頁	
<p>(3) シートベルト非着用死者数が3年ぶりに着用死者数を上回るもシートベルト着用者率は増加傾向を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 着用死者 318人（前年比－54人、－14.5% 構成率46.8%） 非着用死者 345人（同＋18人、＋5.5% 同50.7%） シートベルト着用者率 93.6%（同＋0.2ポイント） 	5頁	
<p>(4) 飲酒運転の死亡事故は前年に引き続き減少するも死亡事故全体に占める割合は横ばい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転 119件（前年比－5件、－4.0%） 飲酒あり構成率6.3%（同±0） 	24頁	
<p>(5) 高速道路では、死亡事故件数、死者数いずれも増加。</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡事故件数 76件（前年比＋8件、＋11.8%） 死者数 87人（同＋11人、＋14.5%） 	32頁	
<p>3 道路交通法違反取締り状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 取締り総件数 562万3,546件（前年比－23万7,825件、－4.1%） うち重点違反 199万7,197件（同－10万3,352件、－4.9%） うち点数告知 100万9,587件（同－7万909件、－6.6%） うち駐車違反 101万819件（同－2万3,393件、－2.3%） 	31頁	
<p>4 被災3県（岩手、宮城、福島）の高速道路における交通情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手、宮城、福島の被災3県の人身事故は減少しているが、物損事故は大幅に増加している。また、物損事故のうち、落下物に起因する事故が大幅に増加している。 	39頁	
<p>5 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者対策、歩行者対策 ○ 飲酒運転対策 ○ シートベルト着用率の向上 ○ 高速道路における交通安全対策の推進 		

1 動向

い集・走行回数、参加人員・車両台数、110番通報件数は前年同期に比較し、何れも減少。
※表・グラフは全て上半期の数値。

	平成23年	平成22年	増減(%)	
い集・走行回数	1,437	1,710	-273	-16.0
参加人員	13,176	17,803	-4,627	-26.0
参加車両	9,052	11,097	-2,045	-18.4
110番通報件数	19,829	22,544	-2,715	-12.0

過去10年間の動向推移



2 検挙状況(人員)

総検挙人員、道路交通法違反は前年同期に比較し減少。騒音関係違反は増加。共同危険行為等の禁止違反事件1事件当たりの平均検挙人員は減少。平成23年上半期 1事件当たり6.5人 ※平成3年中の30.5人がピーク。

	平成23年	平成22年	増減(%)	
道路交通法	13,139	13,628	-489	-3.6
うち共同危険行為	776	1,004	-228	-22.7
うち騒音関係違反	1,599	1,412	187	13.2
道路運送車両法	100	123	-23	-18.7
刑法犯・その他	1,496	1,367	129	9.4
計	14,735	15,118	-383	-2.5
うち逮捕者数	1,246	1,287	-41	-3.2

※1 騒音関係違反は、近接排気騒音に係る整備不良、消音器不備、騒音運転等をいう。
※2 刑法犯・その他の「その他」は、暴力行為等処罰法、毒物劇物取締法、覚せい剤取締法等をいう。

3 今後の対応

暴走族のい集・走行回数等は減少しているものの、依然として暴走族は平穏な生活に多大な迷惑と危険を及ぼす存在であることから、引き続き、共同危険行為等の禁止違反を始めあらゆる法令を適用した取締りを推進

1 概要

近年、標的型メール攻撃が発生し、情報通信技術を用いた諜報活動であるサイバーインテリジェンスの脅威が現実のものとなっているところ、警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある事業者等（以下「事業者等」という。）及びウイルス対策ソフト提供事業者等との間の連携を強化し、官民における機密情報の窃取の未然防止を図るもの。

2 「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」の確立

警察と全国約4,000の事業者等により「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」を設置し、次のような情報交換を実施。今後、更に拡大の見込み。

- 警察は、事業者等に対する個別訪問等を通じ、標的型メール攻撃等の情報窃取を企図したものと考えられるサイバー攻撃事案に係る情報を集約。
- 警察は、事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析し、これを事業者等に提供し、注意喚起等を実施。

3 警察が把握した不正プログラムに関する情報等の提供

8月4日（木）、警察とウイルス対策ソフト提供事業者及びオペレーティングシステム提供事業者から成る「サイバーインテリジェンス対策のための不正プログラム対策協議会」を設置し、不正プログラム対策に係る情報共有を実施。特に、警察からは、市販のウイルス対策ソフトで検知できない新たな不正プログラムに関する情報及び未知のぜい弱性に関する情報を提供し、ITユーザ全体のセキュリティ対策の向上を図る。

4 外国治安情報機関との連携

民間企業等と連携した取組を推進している外国治安情報機関との情報交換を強化し、得られた知見を本取組に反映。

1 訴状の内容

(1) 当事者

ア 原告 甲ら14名

イ 被告 国（警察庁、国家公安委員会）及び東京都（警視庁）

(2) 請求の主な内容

被告らは、連帯して、各原告らに対し、それぞれ金1,100万円を支払うように求めるもの。

(3) 請求の原因（概要）

ア 警視庁及び警察庁は次のような不法行為を行っており、被告はその責任を負う。

○ 警視庁及び警察庁は、イスラム教徒であることのみを理由として、原告らの個人情報収集・保管し、原告らの信教の自由及び信仰内容・信仰活動に関する情報をみだりに行政機関に収集・保管されない自由を侵害した。

○ 警視庁及び警察庁は、原告らの個人情報を故意又は過失に基づきインターネット上に流出させ、原告らのプライバシーの自由等を侵害した。

○ 警視庁及び警察庁は、原告らの個人情報がインターネットに流出した事実を早期に認識したにもかかわらず、実効的な損害拡大防止措置をとらず、損害を拡大させた。

イ 国家公安委員会は、上記アに掲げられた行為につき、監督・是正する義務を負っていたにもかかわらず、これらの義務を怠った。

2 今後の予定

第1回口頭弁論

平成23年8月24日（水）午後1時30分 東京地方裁判所

1 被害状況（8月3日現在。以下同じ。）

死者：15,660人、行方不明者：4,865人、負傷者：5,711人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約65,300人の警察官を派遣。
- 約11,000人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約3,000人（岩手約1,000人、宮城約1,200人、福島約800人）

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 21,000人	約 27,000人	約 17,300人	約 65,300人
人・日(延べ)	約177,100人	約226,700人	約142,100人	約545,900人

4 主な災害警備活動

○ 行方不明者の捜索活動

岩手県警察では約520人（うち特派約470人）、宮城県警察では約470人（うち特派約440人）の態勢で捜索活動を継続、7月中、合計133体（岩手県49体、宮城県84体）の御遺体を発見・収容。一方、福島県警察では約30人（自県のみ）の態勢で捜索活動を実施するも、7月中、御遺体の発見はなし。

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 特別派遣部隊約260人態勢で警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊（約240人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

○ 身元確認

警察官約230人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約14,300体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約92%）。

○ 防犯、犯罪取締り及び被災者支援

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。特別機動捜査派遣部隊を3県に追加派遣し、機動力を活かした警戒・警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を更に強化。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケアを実施。行方不明者について、親族等からの求めに応じて死亡届に添付する書面を交付するほか、遺族年金等の審査事務を行う機関等からの照会に対応。

○ 通信機能の維持・復旧のための活動

被災を受けた無線中継所等の復旧に向けた耐震診断を7月末に完了。約65%の無線中継所に補修又は建替の必要性が判明。引き続き、全国から職員を派遣して、無線中継所等の補修又は建替作業を実施予定。